

青森・岩手県境不法投棄事案

環境再生に向けた取り組み

——取り戻そうふるさとの豊かな緑——



平成20年6月の不法投棄現場全景

平成20年7月

青 森 県

はじめに

全国最大級の産廃不法投棄が行われた場所は、八戸方面まで貫流する一級河川の馬淵川水系の上流部に位置しており、全国に誇るべきたっこにんにくと田子牛の生産で知られる、農林水産業の盛んな地域の一角にあります。

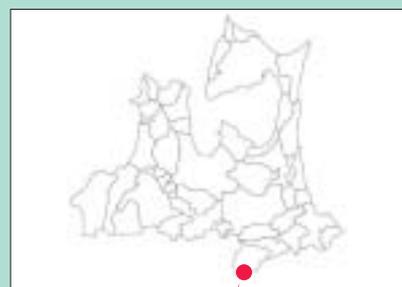
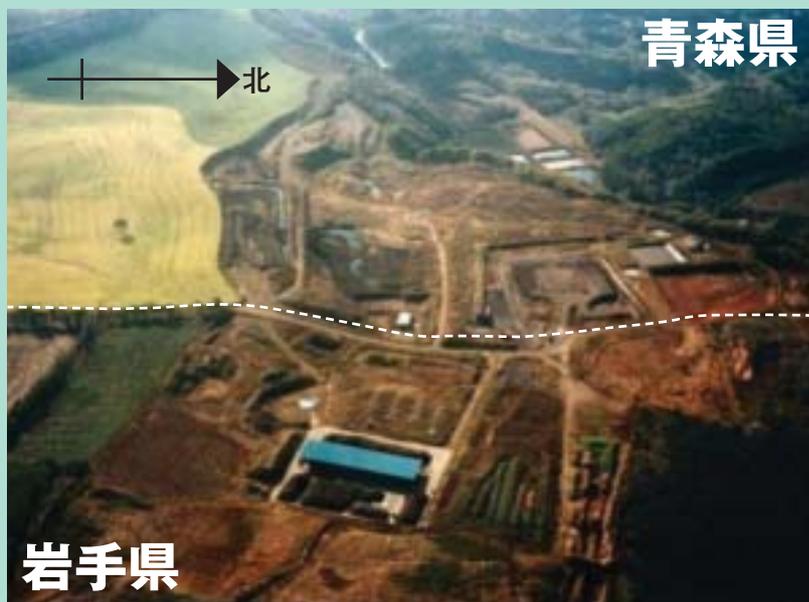
この不法投棄現場の原状回復に当たって、馬淵川水系の環境保全のため、汚染拡散の防止を最優先として、「廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本とする」原状回復方針を決定いたしました。

私たちは、全国でも先駆的かつ模範的な事例となるよう、安全・安心を第一に、この全国最大級の不法投棄現場の原状回復を着実に進めて参ります。

不法投棄事案の概要

(1) 場 所

不法投棄が行われた場所は、青森県田子町茂市地内（11ha）と岩手県二戸市上斗米地内（16ha）にまたがる原野（27ha）です。



平成12年10月当時の現場全景

(2) 原 因 者

- ・ 三栄化学工業(株)（八戸市の産業廃棄物処理業者、平成12年8月業の許可取消、平成13年6月解散）
- ・ 縣南衛生(株)（埼玉県の産業廃棄物処理業者、平成12年10月破産、平成12年12月業の廃止）

(3) 現場の状況

平成12年度～14年度に、高密度電気探査、ボーリングなどの諸調査を実施し、現場の状況を把握しました。その結果、次のことがわかりました。

- 現場全体が揮発性有機化合物（VOC）により汚染されています。
- 現場地盤は難透水性で底面遮水層として利用可能であり、地下水の大局的流れは、中央谷部や西方への流れとなっています。
- 現場周辺の環境は、水質調査の結果、環境基準を概ね満たしています。

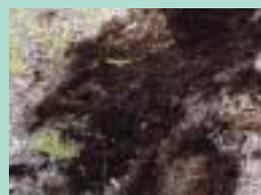
廃棄物の量と内訳

(単位：m³)

	特別管理産業廃棄物	普通産業廃棄物	合 計
堆 肥 様 物	134,090	145,110	279,200
焼 却 灰 主 体	178,173	84,417	262,590
汚 泥 主 体	14,070	60,435	74,505
R D F 様 物	—	55,088	55,088
合 計	326,333	345,050	671,383



ごみの上に覆土といった投棄方法が繰り返されていました。



堆肥様物



焼却灰



R D F 様物
(ごみ固形化燃料に似せたもの)



汚 泥

原状回復対策

(1) 原状回復方針

青森県は、平成15年8月に次のとおり原状回復方針を決定しました。

- 馬淵川水系の環境保全を目的とし、汚染拡散の防止を最優先とすることを基本方針とします。
- 不法投棄現場が周辺の土壌環境と同等となるよう原状回復対策を早急に実施するため、廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本とします。
- 撤去に当たっては、その内容を十分に情報公開し、住民の方々のコンセンサスが得られる場合には、土壌環境基準を満たす汚泥や堆肥様物などについて、有効利用することも可能と考えています。

(2) 汚染拡散防止対策

原状回復方針に基づき、次のような汚染拡散防止対策を実施しています。

■緊急的対策

① 仮設浄化プラント

浸出水処理施設が完成するまでの間、日処理量400m³の仮設浄化プラント(凝集沈殿+砂ろ過)を平成16年3月から17年5月まで稼働させました。(平成17年7月に撤去)

② 表面遮水等

雨水と廃棄物の接触を防ぐため、表面遮水シートを敷設し、雨水の排水溝を整備しました。併せて、遮水壁の施工に備えて場内道路などを整備しました。



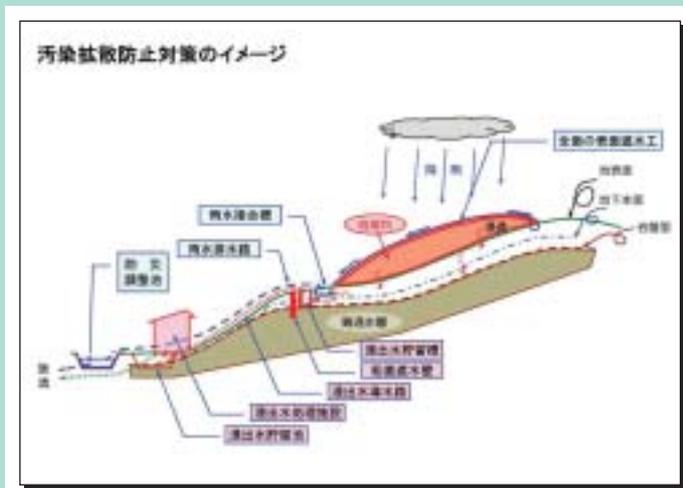
仮設浄化プラント(H17.7 撤去)



全面の表面遮水工(H17.8 完了)

■長期的対策

廃棄物に触れて汚染された浸出水が現場外に出ないように遮水壁を設置しました。浸出水は浸出水処理施設に送られ、汚染物質を除去した後放流しています。



①浸出水処理施設

日処理量 150m³の浸出水処理施設及び浸出水貯留池は、平成17年6月から稼働しています。

②雨水排水対策

平成17年6月以降、不法投棄現場に降った雨は雨水排水路に集められ、いったん防災調整池に入ってから、近くの沢へ放流しています。

③遮水壁

地中に平均深さ約20m、厚さ約50cm、透水係数が10⁻⁶cm/秒以下で、難透水性岩盤に密着させる構造として、長さ987mの壁を設置しました。平成17年6月に着工し、19年6月に完成しました。



平成20年6月現在



H17.5 完成

浸出水処理施設

● 浸出水の処理

凝集沈殿処理、生物処理、凝集膜ろ過処理など様々な処理を行い、周辺環境に影響のないきれいな水にして放流しています。



処理後の水で元気に泳ぐウグイ



浸出水処理施設内部



原水 処理水

原水と処理水の比較



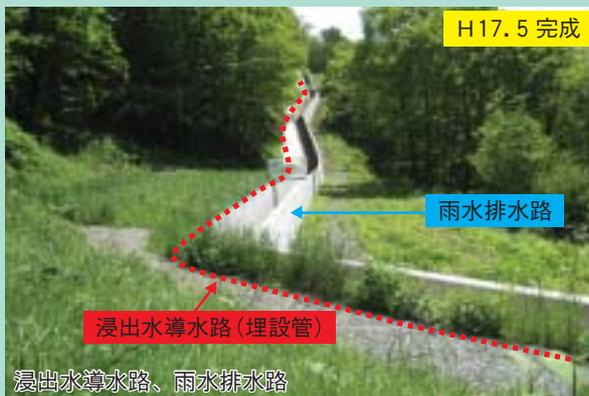
H17.5 完成

浸出水貯留池



H17.5 完成

防災調整池



H17.5 完成

浸出水導水路、雨水排水路



平成17年10月の遮水壁工事状況

(3) 廃棄物の撤去・処理

- 約67.1万㎡の廃棄物は、特別措置法の期限である平成24年度までに撤去・処理を完了することとしており、計画的に作業を進めています。
- 平成19年度までに、約10.5万㎡（約14.9万トン）を撤去しました。平成20年度以降は残りの約56.6万㎡（約85万トン）を撤去します。
- 廃棄物の処理方法は加熱処理を基本とし、八戸セメント(株)、奥羽クリーンテクノロジー(株)、(株)庄司興業所の3社で処理を行っているほか、確認分析の結果、普通産業廃棄物であることが確認できた廃棄物については、(株)ウイズウェイストジャパンで埋立処理を行っています（平成20年6月現在）。
- 加熱処理をする廃棄物は、廃棄物選別ヤードで、石灰を混合（水分調整）した後に3種類の大きさに選別し、運搬車両に積み込んでいます。



(4) 廃棄物の運搬

- 廃棄物は天蓋付き全密閉型車両を基本として安全確実に運搬するほか、現場内に洗車場を設置し、車両に付着した汚染物が場外に出ないようにしています。
- 運搬に当たっては、2～3台のグループを編成して、交通安全を第一に運搬しています。



運搬ルート図



排出事業者に対する責任の追及

①報告徴収の実施

平成14年10月以降、これまでに約12,000社の排出事業者に対して、青森・岩手両県が分担し、廃棄物処理法違反の有無について調査を進めています。

※青森県担当事業者数 約6,800社

②措置命令

廃棄物処理法違反が認められた排出事業者に対しては、青森・岩手両県知事連名で18社に合計約610トンの廃棄物を不法投棄現場から撤去させる措置命令を発出し、すべて履行されました。

③納付命令

代執行費用を徴収する納付命令の積算根拠となる平成16年度の代執行費用が確定した後は、納付命令に移行し、平成18年度までに5社から合計で約298万円の納付がありました。

④自主撤去（費用拠出）

廃棄物処理法違反の調査の過程で、排出事業者等から自主撤去の申し出があり、平成19年度までに15社から合計で約2億9,195万円を受け入れました。

周辺の生活環境モニタリング調査

①水質モニタリング

現場内及び周辺の25地点において定期的に調査を実施しています。汚染は現場内に留まり、周辺の生活環境への影響は確認されていません。

②大気汚染物質、有害大気汚染物質、騒音振動モニタリング

年4回の調査を実施しており、周辺の生活環境への影響は確認されていません。

全庁的な取り組み

県では各部長等を構成員とする「県境再生対策推進本部」を設置し、水系保全、民生安定対策等を総合的かつ計画的に推進しています。併せて、汚染拡散防止対策や廃棄物の搬出作業などの進捗状況、生活環境モニタリングなど周辺対策の取組状況等に関する情報を積極的に公開しています。

■環境学習

県では、平成16年度から田子町などの学校の児童・生徒を対象に環境学習事業を実施しており、その一環として平成19年10月に中間処理施設（八戸セメント(株)）の見学会を開催しました。（右は施設を見学している田子町立田子小学校4年生の皆さんの様子です。）



県境不法投棄事案の主な経緯

- 平成 3.1 三栄化学工業(株)に対して中間処理業（堆肥化）の許可を追加
- 7～ 住民・従業員から苦情、情報提供及び県による立入調査等
- 7.9 燃え殻の不法投棄を確認
- 8.11 不法投棄により三栄化学工業(株)に対し事業の全部停止処分（30日間）
- 11.11 岩手・青森両県警合同の強制調査（廃棄物処理法違反）
- 12.5 原因法人の関係者を逮捕
- 12.6～ 投棄された廃棄物を撤去する旨の措置命令
- 12.8 三栄化学工業(株)の業の許可取り消し
- 12.10 縣南衛生(株)破産決定
- 12.12 縣南衛生(株)の業の廃止
- 13.6 三栄化学工業(株)解散
- 14～15 原状回復措置等について検討するため、両県合同検討委員会を4回開催
- 15.6.18 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の公布施行
- 15.7.31 県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を設置
- 15.8.20 原状回復方針を発表
- 15.9.1 県境再生対策室、県境再生対策推進本部を設置
- 16.1.21 「青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画書」に対する環境大臣の同意
- 16.3 風評被害対策制度を創設
- 16.12.6 不法投棄産業廃棄物の一次撤去を開始（処理先：青森 R E R(株)）
- 17.5.16 八戸セメント(株)への搬出開始
- 18.10.26 (株)庄司興業所への搬出開始
- 19.3.26 「青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画書」変更に対する環境大臣の同意
- 19.4～ 本格撤去の開始
- 20.2.26 (株)ウィズウェイストジャパンへの搬出開始
- 20.5.19 奥羽クリーンテクノロジー(株)への搬出開始

青森県 環境生活部 県境再生対策室

青森県青森市長島一丁目1-1

TEL 017-734-9261 FAX 017-734-8081

県境再生対策室 田子町現地事務所

青森県三戸郡田子町大字田子字天神堂向146

TEL 0179-20-7044 FAX 0179-20-7045

青森・岩手県境産廃不法投棄事案ホームページ

<http://www.kenkyo.pref.aomori.jp/>